

医政発0508第1号
平成30年5月8日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 （医療広告ガイドライン）等について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年6月14日付けで公布された「医療法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第57号）について、「医療法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成29年6月14日医政発0614第6号）においてお知らせしたとおり、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、消費者委員会より医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議（消費者委員会平成27年7月7日））がなされたことを受け、医療に関する広告規制の見直しを行ったところです。法律の成立後、医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会等における議論を踏まえ、別紙1のとおり、「医療法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第66号。以下「改正省令」という。）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）等の一部を改正し、別紙2のとおり、平成30年厚生労働省告示第219号（以下「改正告示」という。）により、「医業、歯科医業若しくは助産所の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）を改正しました。また、別紙3のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を策定しました。

改正省令及び改正告示は、平成30年5月8日に公布され、改正法の施行の日（追って政令で定めるもの。平成30年6月1日を予定。以下「施行日」という。）から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、別添の内容について十分に御了知いただき、併せて、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知をお願いいたします。また、不適切な医療広告の実施者に対しその是正に向け必要な行政指導等を実施していただきますようお願いい

たします。さらに、医療広告に関する苦情は、当該地域を所管する消費生活センター等の消費生活相談窓口に寄せられる場合があるため、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政担当部局等との連携に努めるようお願いいたします。また、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）等の他の法令に抵触する広告であることが疑われる場合において、法令の担当課室がそれぞれ連携して広告実施者への指導等を行うなどの対応を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、施行日をもって、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330014 号医政局長通知）及び「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」（医療機関ホームページガイドライン）（平成 24 年 9 月 28 日医政発第 0928 第 1 号医政局長通知）については、廃止します。

○厚生労働省令第六十六号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条の九 法第六条の五第二項第四号及び第六条の七第二項第四号の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 患者その他の者(次号及び次条において「患者等」という。)の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。</p> <p>二 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと</p> <p>二 誇大な広告を行つてはならないこと</p> <p>三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと</p> <p>四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと</p> <p>(新設)</p>

三 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。
 四 自由診療に係る治療等に係る主なりリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。

（医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等）
 第一条の九の二の二（略）
 2（略）

（歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法）
 第一条の九の五 第一条の九の二の二第一項の規定は、令第三条の二第二項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項 (略)	式 (略)	備考 (略)
		A（略） B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定され

（医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等）
 第一条の九の二（略）
 2（略）

（歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法）
 第一条の九の五 第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第二項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項 (略)	式 (略)	備考 (略)
		A（略） B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に

C₁
E
(略)

る診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

C₁
E
(略)

基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第二条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の <u>広告</u>をしているものに限る。)</p> <p>六 十四 (略)</p> <p>附則</p> <p>(受験資格の特例)</p> <p>2 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の <u>広告</u>をしているものに限る。)</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を <u>広告</u>しているものに限る。)</p> <p>六 十四 (略)</p> <p>附則</p> <p>(受験資格の特例)</p> <p>2 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を <u>広告</u>しているものに限る。)</p> <p>三 六 (略)</p>

(厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第三条 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年厚生労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準)</p> <p>第二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第二項第一号から第三号まで並びに医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の九各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合するとともに、その内容が虚偽にわたってはならないものとする。</p>	<p>(法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準)</p> <p>第二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の九各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合するとともに、その内容が虚偽にわたってはならないものとする。</p>

附 則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百十九号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項）の一部を次の表のように改正し、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

平成三十年五月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。） 第六条の五第三項第八号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二条 法第六条の五第三項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第三条 法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>第四条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 （略）</p> <p>十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表した場合に評価される病院情報</p> <p>十三 一 七 （略）</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。） 第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第三条 法第六条の五第一項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 （新設）</p> <p>十二 一 六 （略）</p>

<p>十八 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。)</p> <p>十九 (略)</p> <p>第五條 法第六條の七第三項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第六條 法第六條の七第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十五 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>十七 (略)</p> <p>第五條 法第六條の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第六條 法第六條の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十五 (略)</p>
---	--